

財務省告示 第二百二十七号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、平成十四年五月二十日に発行した割引国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年六月三日

財務大臣 塩川正十郎

一 名称及び記号 割引国庫債券(三年)(第十回)

二 発行の根拠法律及びその条項 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項及び平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成十四年法律第二十号)第二条第一項

三 発行方法 価格を競争に付して行われる入札(以下「価格競争入札」という。)による発行(以下「価格競争入札発行」という。)及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行(以下「非競争入札発行」という。)

四 募入決定の方法

イ 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ 非競争入札発行 各申込みの応募額を案分により割り当てる。

五 発行額

イ 価格競争入札発行 財政法第四条第一項の規定に基づき発行した割引国債については、額面金額で四百一億五千六百万円、平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した割引国債については、額面金額で四百九十四億四千四百万円

□ 非競争入札発行 平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した割引国債について、額面金額で九十九億六千六百万円

六 払込金額

イ 価格競争入札発行 八百九十二億五千二百万円

□ 非競争入札発行 九十九億二千七百十三万二千六百万円

七 額面金額の種類 五万円、十万円、五十万円、百万円、三百万円、千万円及び一億円の七種

八 発行日 平成十四年五月二十日

九 発行価格

イ 価格競争入札発行 額面金額百円につき九十九円五十八銭以上のそれぞれの応募価格

□ 非競争入札発行 額面金額百円につき九十九円六十一銭

十 償還期限 平成十七年五月二十日

十一 償還金額 額面金額百円につき百円

十二 元金支払場所 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十三 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者

十四 払込期日 平成十四年五月二十日